令和８年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市北畝６丁目１番４号　住宅型有料老人ホーム月桃312
債務者　飯田　志穂
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１３１２号
札幌市中央区宮の森２条７丁目３―47　デルソール宮の森402号室、住民票上の住所札幌市北区拓北７条３丁目９番21号
債務者　杉沢　匠惟
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５１号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番24―102号
債務者　木澤　真綾
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４７７号
札幌市中央区南５条西16丁目１番23―403号
債務者　福川　宗太
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８３号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番４―502号
債務者　橋本　広一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９０号
札幌市南区澄川３条１丁目７番20号　コスモ澄川101号
債務者　小松田初美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０２号
札幌市北区北24条西６丁目２番２―1105号
債務者　杉本　　翔
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３８号
札幌市白石区平和通２丁目北４番１―208号
債務者　松本　梨奈
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５１号
札幌市中央区宮の森４条１丁目１番16号　ギルド10―205号
債務者　沼田かなみ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９号
北海道岩見沢市６条西13丁目38番地１　介護付き高齢者住宅かえん
債務者　長谷川安子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２３３号
群馬県渋川市北橘町八崎1456番地３
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９０９号
横浜市保土ケ谷区岡沢町22番地52
債務者　森　　清志
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４６号
横浜市旭区市沢町64番地　市ノ沢住宅２棟103号
債務者　曽我　成昭
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６５号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目12番９―１―203号
債務者　松塚　幸奈（旧姓斉藤・山本）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６９号
神奈川県大和市中央林間６丁目25番22号
債務者　多田隈　綾
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７２号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目８番23号　メゾン稲垣２　102
債務者　江崎　　徹
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１１号
横浜市南区永田北３丁目７番１―504号
債務者　大森　祥江
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部